

新潟県条例第4号

新潟県港湾管理条例等の一部を改正する条例
(新潟県港湾管理条例の一部改正)

第1条 新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

港湾施設及びその使用の区分	使用料算定の基礎	重要港湾			地方港湾		
		国際拠点港湾	直江津港	両津港 小木港	柏崎港 姫川港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港	
係留施設の岸壁、係船くい及び棧橋	係留時間1時間以内の船舶 総トン数1トンにつき	1 円56銭	1 円56銭	1 円56銭	1 円27銭	51銭	
	係留時間が1時間を超え12時間以内の船舶 総トン数1トンにつき	5 円55銭	5 円55銭	5 円55銭	4 円50銭	1 円80銭	
	係留時間が24時間以内 総トン数1トンにつき	7 円40銭	7 円40銭	7 円40銭	6 円	2 円40銭	
	係留時間が24時間を超える場合 その超える12時間までごとに総トン数1トンにつき	3 円70銭	3 円70銭	3 円70銭	3 円	1 円20銭	
その他の使用	係留時間が1時間以内の船舶 総トン数1トンにつき	1 円68銭	1 円68銭	1 円68銭	1 円37銭	55銭	
	係留時間が1時間を超え12時間以内の船舶 総トン数1トンにつき	5 円99銭	5 円99銭	5 円99銭	4 円86銭	1 円94銭	
	係留時間が24時間以内 総トン数1トンにつき	7 円99銭	7 円99銭	7 円99銭	6 円48銭	2 円59銭	
	係留時間が24時間を 船舶	4 円	4 円	4 円	3 円24銭	1 円30銭	

		総トン数300トン以上500トン未満の船舶 1隻1日につき	1,188円	1,188円	1,188円	無料	無料
		総トン数500トン以上の船舶 1隻1日につき	2,808円	2,808円	2,808円	940円	
貨物		使用日数が貨物の積卸作業開始前2日以内又は完了後2日以内の場合	無料	無料	無料	無料	
		使用日数が貨物の積卸作業開始前3日以上9日以内又は完了後3日以上9日以内の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき	4円	4円	4円	1円30銭	
		使用日数が貨物の積卸作業開始前10日以上又は完了後10日以上の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき	5円94銭	5円94銭	5円94銭	1円94銭	
		使用日数が貨物の積卸作業開始前2日以内又は完了後2日以内の場合	無料	無料	無料	無料	
荷さばき地		使用日数が貨物の積卸作業開始前3日以上9日以内又は完了後3日以上9日以内の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき	6円57銭	5円90銭	2円78銭	93銭	
		使用日数が貨物の積卸作業開始前10日以上又は完了後10日以上	13円12銭	11円79銭	5円55銭	1円85銭	

	の場合		使用面積1平方メートル使用日数1日につき									
	待合所及び手荷物取扱所		一般	使用期間が15日以内の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき	万代島旅客ターミナル 15円28銭	国際旅客ターミナル 14円75銭	25円5銭	両津港 12円55銭	小木港 15円60銭			
上屋及び倉庫	鉄筋造り又は鉄骨造り	くん蒸庫（1倉の収容量が100立方メートルを超えるものに限	専用	使用面積1平方メートル1月につき	万代島旅客ターミナル 22円93銭	国際旅客ターミナル 22円13銭	37円57銭	両津港 18円82銭	小木港 23円39銭			
上屋及び倉庫	鉄筋造り又は鉄骨造り	くん蒸庫（1倉の収容量が100立方メートルを超えるものに限	専用	使用面積1平方メートル1月につき	万代島旅客ターミナル 22円93銭	国際旅客ターミナル 22円13銭	37円57銭	両津港 18円82銭	小木港 23円39銭			

その 他の 施設	る。)	一般	使用期間 が15日以 内の場合 使用面 積1平方 メートル 使用日数 1日につ き	山の 下上 屋 17円 68銭	東港 区 14円 9銭	その 他の もの 14円 41銭	中央埠頭2 号上屋 16円24銭	その他のもの 14円16銭	両津港 南埠頭 貨物上 屋10円	両津港 その他 のもの 12円74 銭	小木港 18円9 銭	姫川港 2円85銭	
		専用	使用期間 が16日以 上の場合 使用面 積1平方 メートル 使用日数 1日につ き	山の 下上 屋 26円 51銭	東港 区 21円 8銭	その 他の もの 21円 61銭	中央埠頭2 号上屋 24円36銭	その他のもの 21円24銭	両津港 南埠頭 貨物上 屋15円	両津港 その他 のもの 19円12 銭	小木港 27円14 銭	姫川港 4円28銭	
			使用面積 1平方メ ートル1 月につき	山の 下上 屋 530 円	東港 区 422 円	その 他の もの 432 円	中央埠頭2 号上屋 487円	その他のもの 424円	両津港 南埠頭 貨物上 屋300円	両津港 その他 のもの 382円	小木港 543円	姫川港 85円	
その他の 構造		一般	使用期間 が15日以 内の場合 使用面 積1平方 メートル 使用日数 1日につ き	7円13銭									

保管施設の野積み場	コンテナタミナルにおけるコンテナ置き	20フィート換算によるコンテナ1個蔵置日数1日につき	専用	使用期間が16日以上の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	10円69銭				
				使用面積1平方メートル1月につき	215円				
	その他の使用	舗装	一般	使用期間が7日以内の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	3円28銭	2円95銭	1円39銭	1円39銭	46銭
				使用期間が8日以上の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日	4円92銭	4円43銭	2円8銭	2円8銭	70銭

その他 の使用	加算料金（執務時間外）	ら3月31日まで 1トンにつき	を加えて得た額 （1円未満の端数 があるときは、こ れを四捨五入して 得た額）	加えて得た額（1円未満 の端数があるときは、こ れを四捨五入して得た 額）	加えて得た額 （1円未満の端数 があるときは、こ れを四捨五入して 得た額）	銭を加えて得た額 （1円未満の端数 があるときは、こ れを四捨五入して 得た額）
		水量1トン につき	基本料金の0.5倍 の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍 の額	基本料金の0.5倍 の額
	基本料金（執務時間内）	4月1日から 11月30日まで 1トンにつき	水道料金に次の額 を加えて得た額 （1円未満の端数 があるときは、こ れを四捨五入して 得た額）	水道料金に120円67銭を 加えて得た額（1円未満 の端数があるときは、こ れを四捨五入して得た 額）	水道料金に120円 67銭を加えて得た 額（1円未満の端 数があるときは、 これを四捨五入し て得た額）	水道料金に120円 67銭を加えて得た 額（1円未満の端 数があるときは、 これを四捨五入し て得た額）
		12月1日から 3月31日まで 1トンにつき	水道料金に次の額 を加えて得た額 （1円未満の端数 があるときは、こ れを四捨五入して 得た額）	水道料金に176円17銭を 加えて得た額（1円未満 の端数があるときは、こ れを四捨五入して得た 額）	水道料金に176円 17銭を加えて得た 額（1円未満の端 数があるときは、 これを四捨五入し て得た額）	水道料金に176円 17銭を加えて得た 額（1円未満の端 数があるときは、 これを四捨五入し て得た額）
荷役機械	加算料金（執務時間外）	水量1トン につき	基本料金の0.5倍 の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍 の額	基本料金の0.5倍 の額
	移動式タワークレーン	1基使用時間 1時間につき		5号機 38,571円 6号機 64,800円		

	コンテナクレーン	1 基使用時間 1 時間に つき	70, 971円	70, 971円				
管理棟	使用面積 1 平方メートル 1 月に つき		1, 440円					
プレジャー ボート施設 の棧橋及び 野積場	船舶の長さ 1 メートル 1 年に つき		7, 004円					
港湾施設用 地	工作物を設置する もの	使用期間が 1 月未満の 場合 使用 面積 1 平方 メートル使 用日数 1 日 につき	2 円 48 銭	2 円 25 銭	87 銭	87 銭	38 銭	
		使用期間が 1 月以上の 場合 使用 面積 1 平方 メートル 1 月につき	72 円	65 円	25 円	25 円	12 円	
	工作物を設置しないもの	使用期間が 7 日以内の 場合 使用 面積 1 平方 メートル使 用日数 1 日 につき	3 円 28 銭	2 円 95 銭	1 円 39 銭	1 円 39 銭	46 銭	
	舗装							
	一般							
		使用期間が 8 日以上の 場合 使用 面積 1 平方 メートル	4 円 92 銭	4 円 43 銭	2 円 8 銭	2 円 8 銭	70 銭	

	1 月以上の 場合 使用 面積 1 平方 メートル 1 月につき						
電柱又は電話柱	本柱、支柱 又は支線 1 本 1 年につ き	1, 500 円	1, 500 円	1, 500 円	1, 500 円	1, 500 円	1, 500 円
鉄塔	使用面積 1. 7 平方メ ートル 1 年 につき	1, 500 円	1, 500 円	1, 500 円	1, 500 円	1, 500 円	1, 500 円
ハンドホール又は マンホール	1 個 1 年に つき	3, 000 円	3, 000 円	3, 000 円	3, 000 円	3, 000 円	3, 000 円
埋設管又は架空管 類	外径が 0. 15 メー トル 1 年 につき のもの	92 円	45 円	45 円	45 円	45 円	45 円
	外径が 0. 15 メー トル 1 年 以上につ き 0. 2 メー トル 未満	120 円	60 円	60 円	60 円	60 円	60 円

のもの	長さ 1メ ートル1 年に つき	250円	120円	120円	120円	120円
外径 が 0.2 メー トル 以上 0.4 メー トル 未満 のもの						
のもの	長さ 1メ ートル1 年に つき	620円	300円	300円	300円	300円
外径 が 0.4 メー トル 以上 1.0 メー トル 未満 のもの						
のもの	長さ 1メ ートル1 年に つき	1,200円	600円	600円	600円	600円
外径 が 1.0 メー トル 以上 のもの						

	の							
架空線		長さ1メートル1年に つき	10円	5円	5円	5円	5円	5円
地下線		長さ1メートル1年に つき	6円	3円	3円	3円	3円	3円

備考

- 1 この表において「輸取引等に係る使用」とは、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する役務の提供に係る使用をいう。
- 2 この表において「専用」とは3月以上継続して施設を使用する場合をいい、「一般」とは専用以外の場合をいう。
- 3 この表において「くん蒸に係る使用」とは、くん蒸を目的とした使用であつて、貨物の入庫の日又は当該貨物の出庫の日又は当該くん蒸に係る除毒若しくは排気が終了した日の翌日のいずれか早い日までのものをいう。
- 4 この表において「執務時間」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたる日を除き、月曜日から金曜日までにあつては午前8時30分から午後5時まで、土曜日にあつては午前8時30分から午後零時30分までをいう。
- 5 1件の使用料が50円未満の場合は、50円とする。
- 6 第4条の規定により許可を受けた港湾施設の使用目的が当該施設本来の用途と異なる場合に於ては、その使用目的により、この表の港湾施設及びその使用の区分の欄に掲げる港湾施設のうちで用途が同一である港湾施設の使用料を徴収する。
- 7 使用料の算定方法については、規則で定める。

（新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成24年新潟県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改	正	後	改	正	前
(使用の許可等)			(使用の許可等)		
第4条	(略)	<u>第2項の港湾施設を借り受けた同項に規定する港湾運営会社は、何人に対しても当該港湾施設の使用に關し、不平等な取扱いをしてはならない。</u>	第4条	(略)	2～4 (略)
2～4	(略)		2～4	(略)	
5.	第2項の港湾施設を借り受けた同項に規定する港湾運営会社は、何人に対しても当該港湾施設の使用に關し、不平等な取扱いをしてはならない。				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。